

21高福第137号

平成21年5月19日

各市町村長殿

愛知県健康福祉部長
(公印省略)

「介護サービス情報の公表」制度及び地域密着型サービス外部評価制度の実施
について(通知)

地域密着型サービス外部評価制度につきましては、平成18年度の介護保険制度の改正に伴い、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の事業所（以下「事業所」という。）を対象として、年1回の実施をお願いしていたところですが、平成21年度からは「介護サービス情報の公表」制度の対象サービスとなり、事業所は両制度を実施することとなりました。

つきましては、「介護サービス情報の公表」制度及び地域密着型サービス外部評価制度（以下「公表制度等」という。）の実施にあたっての手続きを、別記1のとおり定めましたので、公表制度等の実施に関して、事業所に対する指導をお願いいたします。

また、平成21年3月27日付け老計発第0327001号の厚生労働省老健局計画課長通知において、地域密着型サービス外部評価制度における事業者への軽減措置が示されており、県といたしましては、別記2のとおり取り扱うこととしましたので、併せて事業所への指導と事業所の適切な運営に協力をお願いいたします。

担当 高齢福祉課介護保険指定・指導グループ（越山）
電話 052-954-6289



「介護サービス情報の公表」制度及び地域密着型サービス外部評価 の実施について

1 制度の根拠法令

- (1) 「介護サービス情報の公表」制度・・・介護保険法第115条の35
- (2) 地域密着型サービス外部評価・・・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項

2 自己評価及び外部評価の実施回数

年1回とします。

3 申込み方法

「介護サービス情報の公表」制度及び地域密着型サービス外部評価（以下「評価制度」という。）を実施するにあたり、介護サービス情報公表指定調査機関及び地域密着型サービス外部評価機関（以下「評価機関」という。）への申込みを次のとおり行ってください。

- ① 別添の名簿から評価機関を選択し、平成21年6月10日（水）までに申込みを行ってください。
- ② 申込みの際には、評価制度の実施日を評価機関と調整してください。
なお、実施期間は、平成21年8月1日から平成22年2月末日までです。

※1

4 留意事項

- (1) 評価制度は法律等で義務づけられた制度でありますので、必ず実施してください。

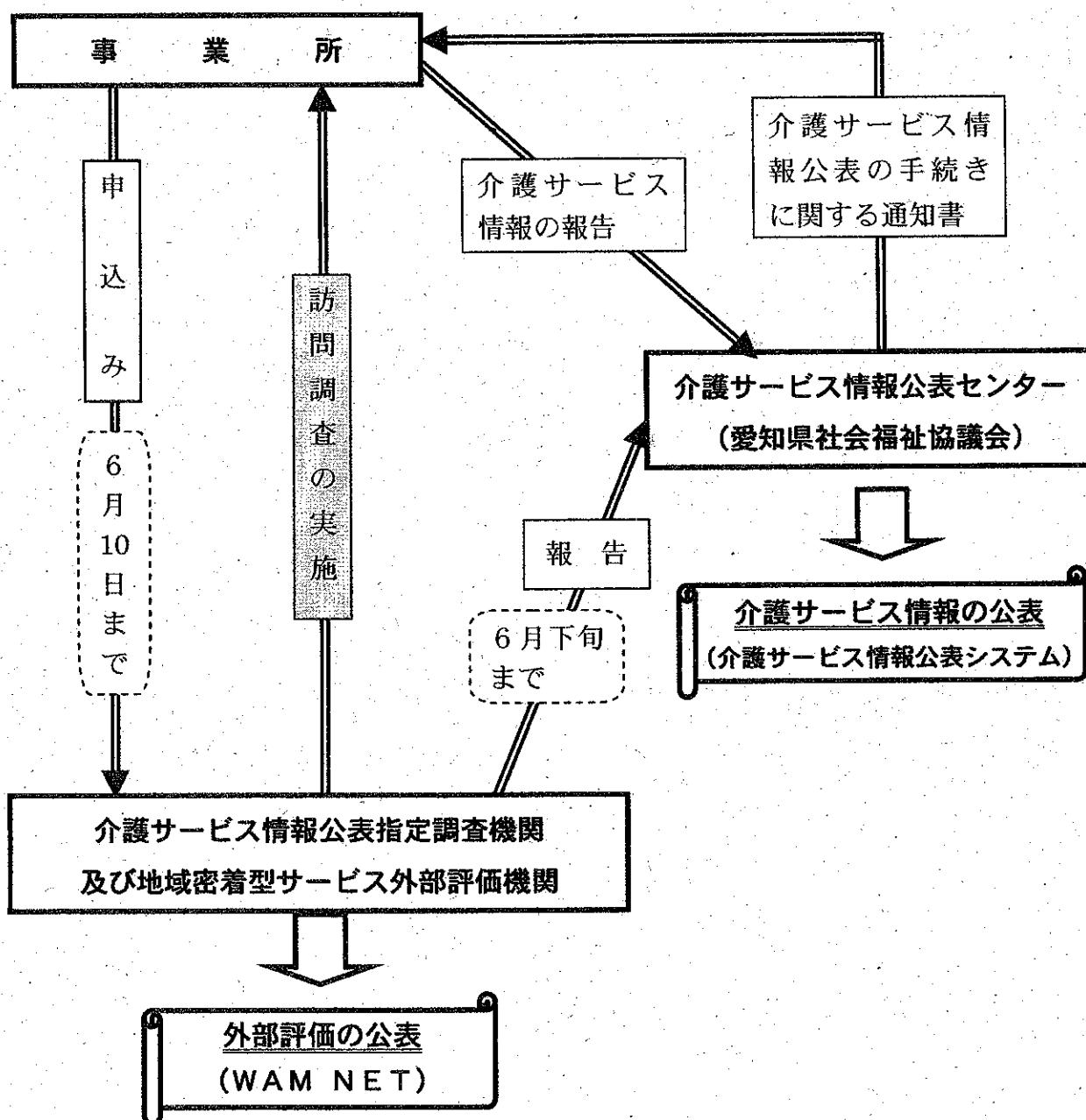
特に、「介護サービス情報の公表」制度については、未実施事業所に対する罰則規定（介護保険法第115条の35（指定の取消し若しくは一部停止等））がありますので、御留意ください。

- (2) 実施内容に関しては、予約した調査機関にお尋ねください。

※1 「介護サービス情報の公表」制度においては、例年8月から翌年2月までの間に現地確認を行っており、また、「介護サービス情報の公表」制度及び地域密着型サービス外部評価制度の現地調査を同一日としたことから、実施期間を8月から翌年2月までとします。

※2 平成21年度にあっては、介護サービス情報公表システム（全国統一システム）の全面改修が国により行われており、システムが稼働する以前の平成21年11月までに地域密着型サービス外部評価を行った場合には、改めて平成21年12月以降に「介護サービス情報の公表」制度を実施することとなりますので、御了承ください。

「介護サービス情報の公表」制度及び地域密着型サービス外部評価の公表までの流れ



※ 「介護サービス情報の公表」制度及び地域密着型サービス外部評価制度に関する訪問調査は、原則、同日実施とする。

適切な運用を行っている事業所に対する軽減措置について

1 軽減内容及び条件

過去5年間に、次に掲げる要件をすべて満たした事業所にあっては、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができます。

外部評価軽減要件

- ① 別紙4の「1 自己評価及び外部評価」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。
- ② 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- ③ 運営推進会議に、事業所の存する市町村職員が必ず出席していること。
- ④ 別紙4の「1 自己評価及び外部評価」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

2 外部評価軽減要件④における県の考え方について

外部評価項目2、3、4については1つ以上、外部評価項目6については2つ以上の取り組みがなされ、その事実が確認（記録、写真等）できること。

外部評価項目	確 認 事 項
2. 事業所と地域のつきあい	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、保育園、幼稚園、小学校、消防団などの地域に密着した団体との交流会を実施している。 ② 地域住民を対象とした講習会を開催若しくはその講習会の講師を派遣し、認知症への理解を深めてもらう活動を行っている。
3. 運営推進会議を活かした取り組み	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営基準第8.5条の規定どおりに運用されている。 ② 運営推進会議で出された意見等について、実現に向けた取り組みを行っている。
4. 市町村との連携	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営推進会議以外に定期的な情報交換等を行っている。 ② 市町村主催のイベント、又は、介護関係の講習会等に参画している。

6. 運営に関する 利用者、家族 等意見の反 映	(例示) <ul style="list-style-type: none">① 家族会を定期的（年2回以上）に開催している。② 利用者若しくは家族の苦情、要望等を施設として受け止める仕組みがあり、その改善等に努めている。③ 家族向けのホーム便り等が定期的（年2回以上）に発行されている。
-----------------------------------	---

(注) 要件の確認については、地域密着型サービス外部評価機関の外部評価員が事実確認を行う。

地域密着型サービス外部評価機関指定一覧

名 称	住 所	電 話	評価手数料
特定非営利活動法人 あいち福祉アセスメント	東海市中央町1丁目233番地 神野ビル	0562-33-5200	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症対応型共同生活介護 1ユニット 40,000円 2ユニット 50,000円 3ユニット 60,000円 ● 小規模多機能型居宅介護 40,000円
特定非営利活動法人 『サークル・福音革』	名古屋市中村区松原町一丁目24番地 N203号室	052-482-4222	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症対応型共同生活介護 1ユニット 38,100円 2ユニット 40,100円 3ユニット 50,100円 ● 小規模多機能型居宅介護 38,100円 ● 認知症対応型共同生活介護併び 小規模多機能型居宅介護併び 60,000円
特定非営利活動法人 中部社会福祉第三者評価センター	名古屋市昭和区鶴舞3-8-10 愛知労働文化センター3階	052-745-0391	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症対応型共同生活介護 1ユニット 45,000円 2ユニット 50,000円 3ユニット 55,000円 ● 小規模多機能型居宅介護 50,000円
福祉サービス機構株式会社	名古屋市東区泉一丁目16-7 K21ビル 3階	052-908-2948	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症対応型共同生活介護、小規模 機能型居宅介護 1事業所につき 60,000円
株式会社 ケア・ウイル	名古屋市中区金山1-8-20 シャローナビル7A	052-324-5535	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症対応型共同生活介護 1ユニット 35,000円 2ユニット 40,000円 3ユニット 45,000円 ● 小規模多機能型居宅介護 35,000円
有限会社 TMCサポート	名古屋市昭和区鶴舞3-8-10 愛知労働文化センター3階	052-875-6841	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症対応型共同生活介護 1ユニット 35,000円 2ユニット 40,000円 3ユニット 45,000円 ● 小規模多機能型居宅介護 35,000円
福祉総合研究所株式会社	名古屋市千種区山内一丁目11-16	052-745-6352	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症対応型共同生活介護 1事業所につき 39,800円
特定非営利活動法人 なごみ(和)の会	名古屋市千種区千種通六丁目27番地の3	052-732-0688	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症対応型共同生活介護 1事業所につき 1ユニット 50,000円 2ユニット 58,000円 3ユニット 90,000円 ● 小規模多機能型居宅介護 60,000円

介護サービス情報公表調査機関(B)